

令和8年4月診療分から

(受給資格者配布用リーフレット)

矢板市妊産婦医療費助成制度 現物給付化のお知らせ

矢板市妊産婦医療費助成制度

矢板市に住所のある妊産婦（出産した月の翌月末日まで）の方が、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する制度です。（任意の予防接種、妊婦健診、薬の容器代や文書料など、健康保険が適用にならないもの、入院時食事療養費等については医療費助成の対象外です。）

令和8年4月から変わります

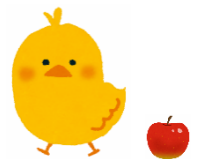
矢板市に住所のある妊産婦（出産した月の翌月末日まで）の方が、県内の医療機関等を受診した際の保険診療自己負担分の支払いが不要になります。

4月以降に受診する際は、新しく郵送される「妊産婦医療費受給資格者証」と、ご本人様のマイナ保険証等（健康保険資格情報の確認ができるもの）を医療機関等窓口で提示してください。

【現在】償還払い（受診後に市へ申請し、後日払い戻し）



【令和8年4月診療分から】現物給付（市への申請不要）
※県内医療機関等のみ



利用にあたっての注意点

1 現物給付の対象外となる場合

- ・受給資格者証と健康保険資格情報が確認できるものを、医療機関等窓口で提示できない場合
- ・健康保険資格が変更になり、受給資格者証の記載内容と異なる場合
- ・県外の医療機関等を受診する場合
- ・保険給付において療養費払いとなるもの（高額療養費を除く）
- ・助成対象外(保険外)の費用が含まれる場合（任意の予防接種、妊婦健診、薬の容器代や文書料など）

⇒医療機関等窓口でいったんお支払いいただき、後日、市へ申請してください。

【申請方法】妊産婦医療費助成申請書に領収書を添えて申請してください。

【申請期間】受診日の翌月1日から起算して1年以内

※受給資格者証の記載内容に変更がある場合は、矢板市こども課でお手続きが必要です。

2 転出する場合

矢板市から転出する場合は、転出日以降、矢板市の受給資格者証は使用できません。

❀ その他 ❀

- 公費負担制度（自立支援医療、更生医療など）が適用される場合は、そちらが優先となります。残りの自己負担分が「妊産婦医療費助成制度」の対象になりますので、医療機関等窓口では「妊産婦医療費受給資格者証」と「マイナ保険証等」のほか、「公費負担制度適用のための証書」も合わせてご提示をお願いいたします。
- 郵送する受給資格者証は、現在、市に登録されている情報で発行しております。内容に変更がないか、必ずご確認ください。
変更等があった場合は、こども課でお手続きが必要になります。変更がなされていないままご利用いただかないようお願いいたします。
※振込口座に変更がある場合も同様に、こども課でお手続きをお願いいたします。

❀ 問い合わせ先 ❀

矢板市 こども課
〒329-2192 矢板市本町5番4号
TEL：0287-44-3600

